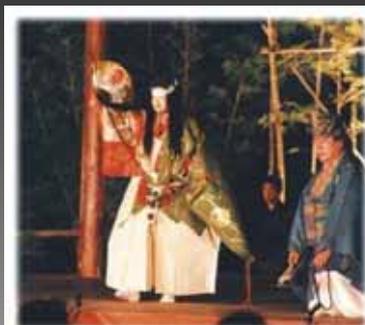


尼崎市の再生と 発展をめざして

- 平成21年4月 -



- ・市財政の現状と課題
- ・“あまがさき”行財政構造改革推進プランの概要
- ・平成21年度主要施策

目次

はじめに.....	1
第1章 市財政の現状と課題.....	1
1 尼崎市の予算.....	1
2 市税収入ほか主な歳入の状況.....	2
3 高い水準で推移する義務的経費.....	4
4 大幅に抑制している投資的経費.....	5
5 底をつく基金（貯金）、依然として残る市債（借金）残高.....	6
6 硬直化した財政構造.....	7
第2章 “あまがさき” 行財政構造改革推進プランの概要.....	9
1 策定の目的及び背景.....	9
2 財政健全化のレベル.....	10
3 今後の収支見通しと構造改善の考え方.....	11
4 財政基盤と住民自治基盤の確立.....	12
5 改革改善項目.....	13
目標1「財政の健全化」.....	13
目標2「地域社会で支える仕組みづくり」.....	17
目標3「行政経営システムの構築」.....	19
改革改善の取組一覧.....	22
6 施策の重点化方向.....	26
第3章 主要な施策.....	27

はじめに

尼崎市では、平成20年度以降において、さらなる財政の健全化の取組を進め、財政基盤を築くとともに、地域社会で支える仕組みづくりなど住民自治基盤の確立に努めていくため、「あまがさき」行財政構造改革推進プラン」を策定し、改革改善の実施に取り組んでいます。

しかし、日本の経済情勢は世界的な金融危機の影響を受け、景気後退局面に入り、生産、収益等の減少、さらには雇用情勢の悪化等の状況に陥っており、地域経済においても急速に景況感が悪化しています。本市においても、大幅な法人市民税の減収が見込まれるなど極めて厳しい財政状況に直面しています。

こうしたことから、市債（借金）の発行や基金（貯金）の取崩しなどの財源対策を講じなくても、歳入（収入）に見合った歳出（支出）の規模で行財政運営を行っていく必要があり、改革改善の取組を着実に実行していくとともに、また一方で少子高齢化の進行や生活における安全安心に対する不安の解消など、新たなニーズにも的確に対応していく必要があります。

改革改善を進めていくためには、市役所の努力に加え、市民の皆様のご理解とご協力が欠かせません。市民の皆様に、これら状況の説明とご意見をいただく一助とするため、この冊子を作成いたしました。

第1章 市財政の現状と課題

1 尼崎市の予算

本市の予算は、一般会計、特別会計、公営企業会計という3つの会計（グループ）に分かれており、平成21年度当初予算の3会計の合計額は4,206億円となっています。

区 分	21年度当初予算
一 般 会 計	1,844億円
特 別 会 計	1,965億円
公 営 企 業 会 計	397億円

- ・ 一般会計とは、市税を主な財源として、福祉や教育、学校や公園の整備など、さまざまな分野の仕事を行うための会計のことで、多くの事業やサービスは一般会計で行っています。
- ・ 特別会計とは、介護保険や国民健康保険のように、保険料などの特定の収入により特定の事業を行うために、一般会計と区分して設けている会計です。
- ・ 公営企業会計とは、水道やバスのように事業収入により経営を行うために、一般会計と区分して設けている会計です。

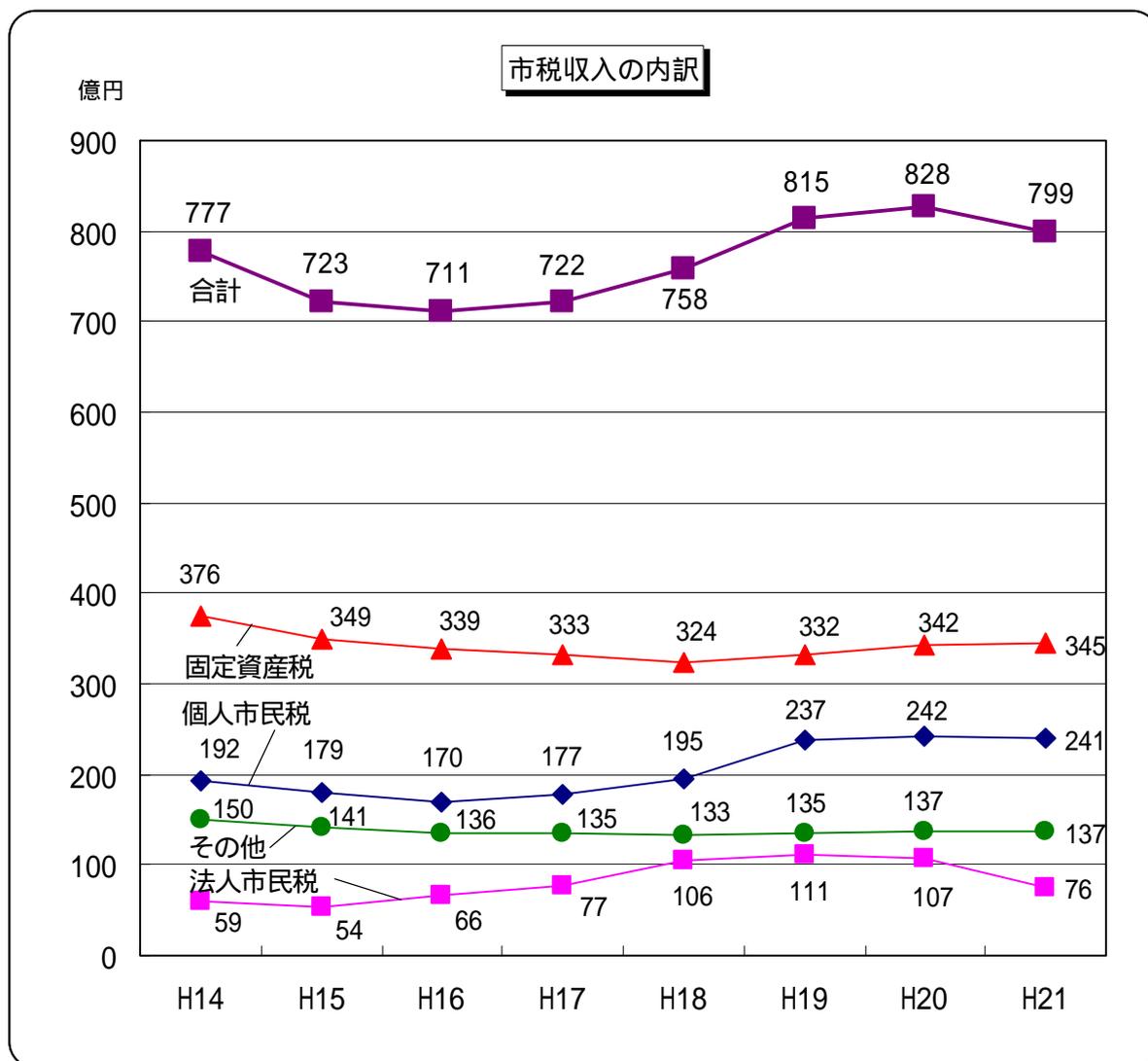
一般会計は、平成21年度当初予算で1,844億円となっており、そのうちの約1,036億円が市税などの一般財源（使いみちが決まっていない、市が自由に使えるお金）です。

残りの約808億円は、国や県からの補助金などの特定財源（使いみちが決まっているお金：例えば、学校や公園を整備する場合に、国から交付される補助金などで、学校や公園の整備のために使うお金）です。

2 市税収入ほか主な歳入の状況

市税収入は、これまで増加傾向であったが、平成21年度は減少に。
地方交付税は、平成21年度は中核市移行などにより増加。

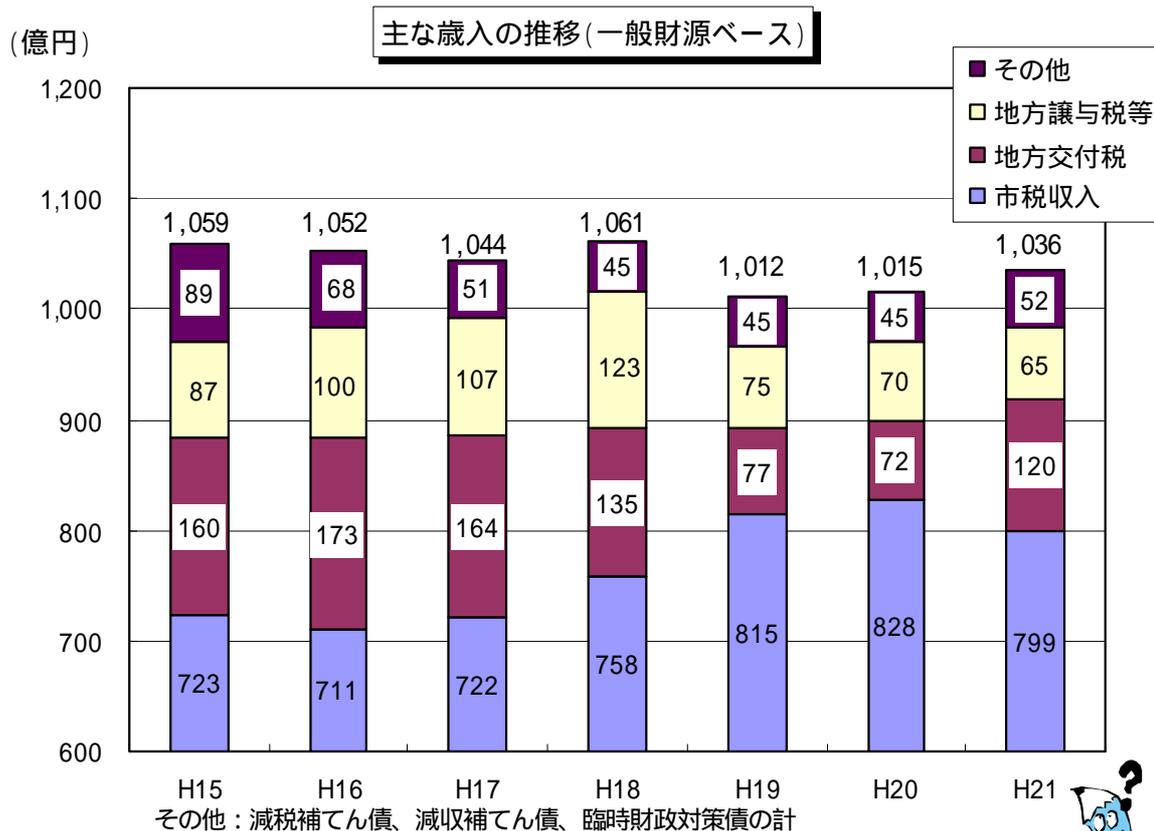
歳入の根幹である市税収入は、平成16年度を境に増加傾向にありましたが、世界的な経済不況の影響による企業収益の減等から、平成21年度は法人市民税を中心に、大幅な減少となっています。



各年度の数値は決算額。ただし、20年度は2月補正後予算額、21年度は当初予算額（以下同じ。）

Q 主な歳入の一般財源（財産売払収入、財源対策を除く）は、どのような状況ですか。

A 市税収入、地方譲与税は、景気の影響により、減少しています。中核市移行等により、地方交付税が増加しているものの、中核市移行に伴う地方交付税への影響分（25億円）を除けば、実質的には歳入総額では、前年度よりも減少しています。



用語解説

一般財源：財源の用途（使いみち）が特定の目的に限定されずに、どのような経費にも使うことができる財源のことです。市税、地方譲与税、地方交付税などがこれにあたります。

地方交付税：全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税といった国税の一定割合を財源として、国が一定基準により市に交付するものです。

地方譲与税：国税として徴収されるものの、実質的には地方公共団体の財源とされているものについて国から交付されるものです。地方道路譲与税や自動車重量譲与税などがあります。

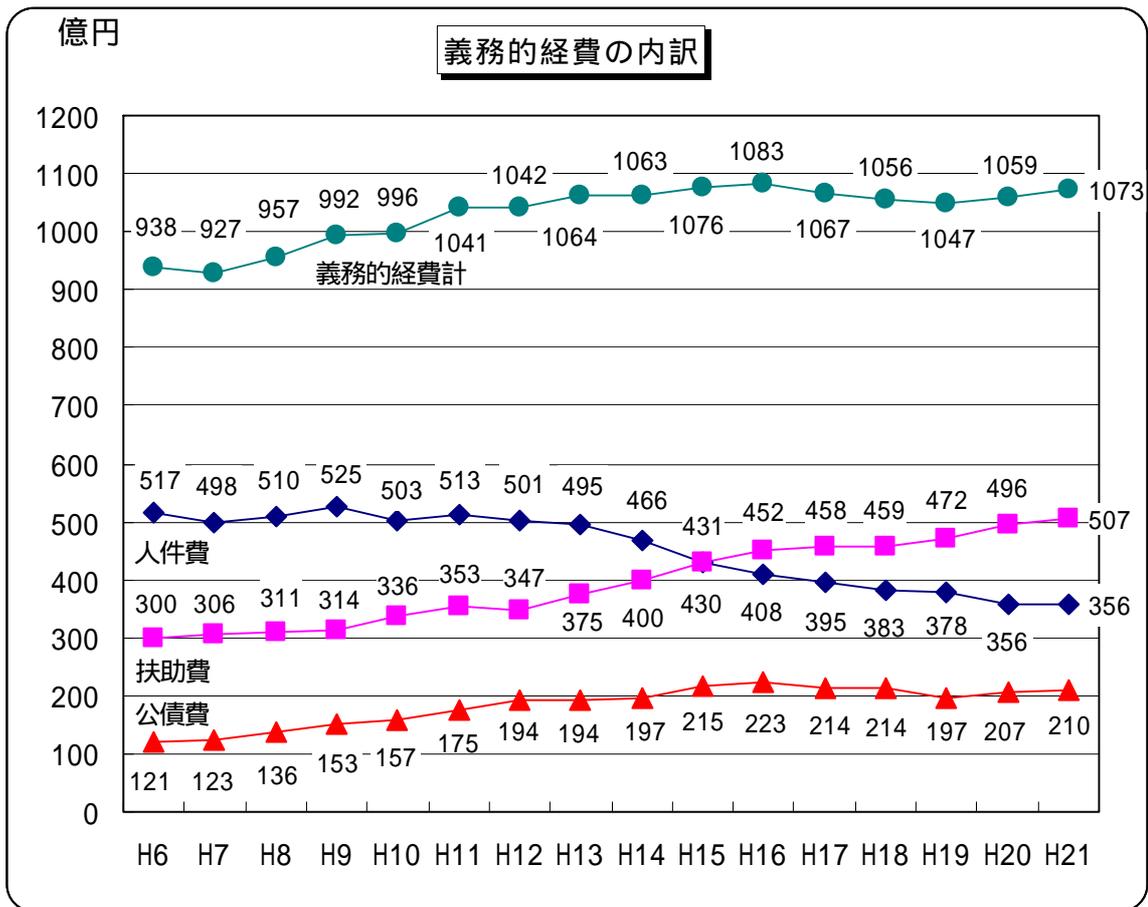
臨時財政対策債：地方一般財源の不足に対処するため、特例的に発行可能な地方債のことで、発行可能額は普通交付税と合わせて算定されます。

財源対策：歳入の不足分を補うために、基金（貯金）の取崩しや市債（借金）の借入れなど、緊急避難的な措置を行うこと

3 高い水準で推移する義務的経費

人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、依然として高い水準となっています。

義務的経費のうち、人件費は職員定数の削減などにより減少していますが、生活保護費や児童扶養手当や児童手当などの扶助費は増加しています。市債（借金）の償還である公債費は、阪神・淡路大震災からの復旧・復興などに発行した市債の影響により、高い水準となっていますが、ここ数年は投資的経費の抑制等により横ばい傾向にあります。



義務的経費の公債費は、借換債・NTT無利子貸付分を除いています。



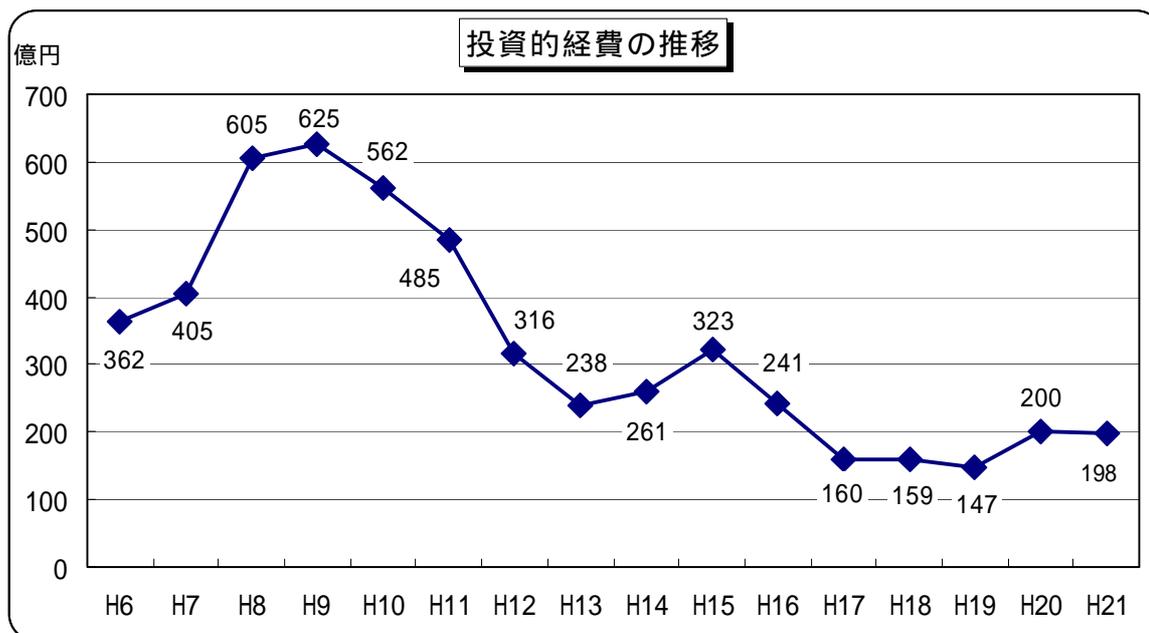
家計にたとえると

子どもの養育費、家や車のローンなど固定的な支出が、家計を圧迫している状態が続いています。

4 大幅に抑制している投資的経費

阪神・淡路大震災の復旧・復興事業を最優先課題に取り組んできましたが、ここ数年大幅に抑制しています。

投資的経費は、阪神・淡路大震災直後は復旧・復興事業を最優先課題として取り組んできましたが、ここ数年は大幅に抑制しています。しかしながら、今後は公共施設の耐震化など、大規模な投資が見込まれることから、限られた財源の中で計画的に進めていく必要があります。



用語解説

義務的経費：性質別経費のうち義務的・非弾力的性格の強い経費で、一般的には人件費、扶助費及び公債費を指します。

扶助費：地方公共団体が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの各種法令に基づき、被扶助者に対して支給する費用及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の支出額のことをいいます。

公債費：地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額のことをいい、過去の債務の支払いに要する経費です。（借りたお金とその利息の支払い額のことです。）

市債：学校や道路などを建設する場合のように、長期間にわたって利用することができ、多額の経費が必要なものの財源に充てるため、地方公共団体が政府、銀行などから調達する長期的な借入金を「地方債」といい、この「地方債」のうち、市が調達する資金を「市債」といいます。

投資的経費：道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費です。



5 底をつく基金（貯金） 依然として残る市債（借金）残高

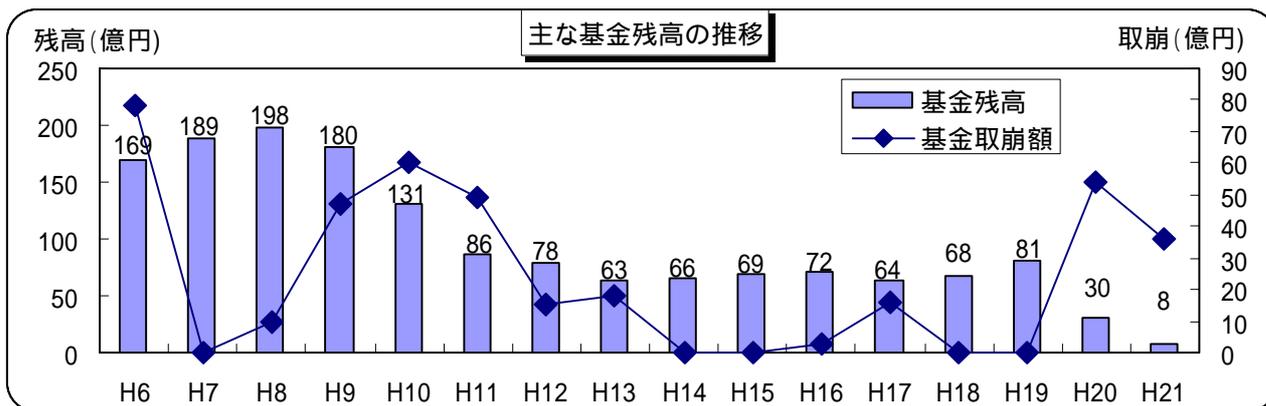
基金残高（21年度末見込み）

8億円（市民一人当たり約2千円）

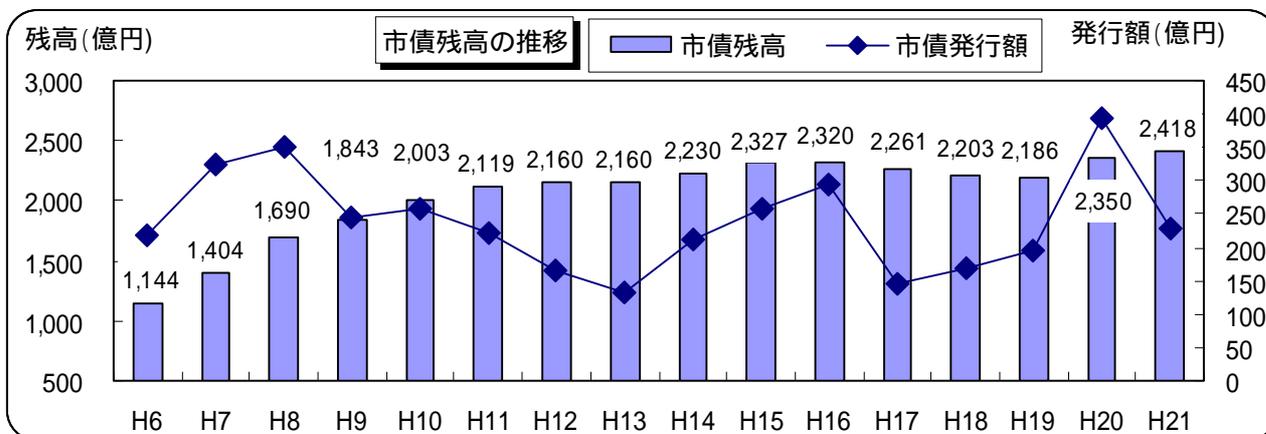
市債残高（21年度末見込み）

2,418億円（市民一人当たり約5万2千3百円）

基金の残高はほぼ底をついており、取り崩しをすることが難しくなっています。また、市債残高は、阪神・淡路大震災の復旧・復興に加え、その後も財源対策として、市債を発行してきたことから、多額のままで推移しています。



- 1 主な基金とは、財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金、土地開発基金（17年度末廃止）
- 2 21年度は残高見込み



21年度は残高見込み

用語解説

基金：税収が急激に減少したり、予期せぬ災害が発生した時に備えるもの（積立基金）や、利子を財源に事業を支えるもの（定額運用基金）など、特定の目的のために積み立てられるお金で、家庭での貯金にあたります。

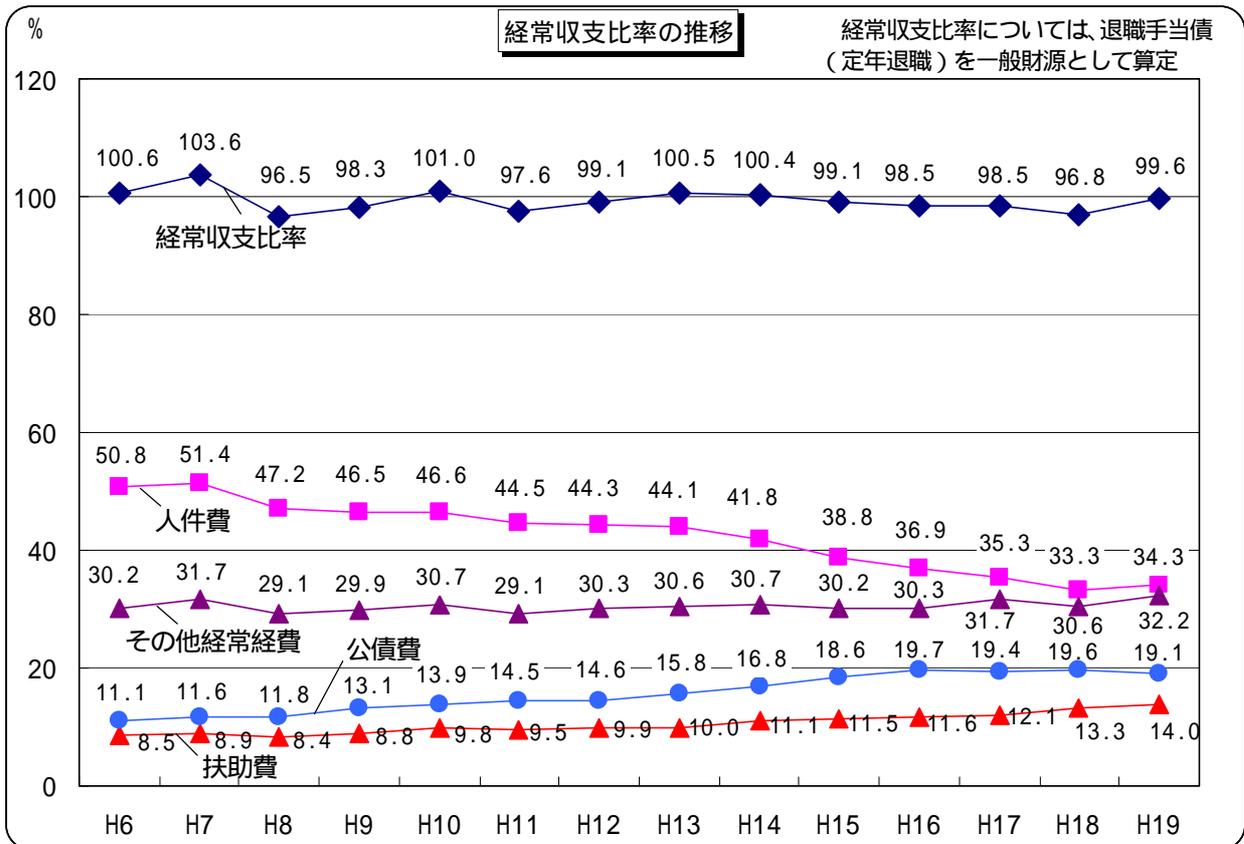


6 硬直化した財政構造

経常的な収入のほとんどが経常的な支出に充てられ、新しい取組などに充てる余力がない状態（経常収支比率が100%前後で推移する財政構造）

財政の健全性を示す指標の一つである経常収支比率は、人件費の削減等により引き下げる努力はしているものの高い水準で推移しています。

市税や地方交付税などの経常的な歳入のほとんどが、扶助費や公債費、人件費などの経常的な歳出に充てられ、新しい取組などに充てる余力がないという極めて硬直化した財政構造にあります。



経常収支比率の中で最大の課題であった人件費については、6年度50.8%だったものが19年度には34.3%にまで改善され、一定の成果を上げていますが、一方で公債費や扶助費などは悪化しており、依然として厳しい状況が続いています。

家計にたとえると

食費、光熱水費、教育費、ローン返済費など毎月支出が必要となる経費を給料だけでまかなうのが精一杯な状態です。こうした経常的な出費に加え、家具や建物の修繕・買替など臨時的に支出が必要な場合は、貯金などをおろしてまかなっている状態です。

Q 経常収支比率は、何パーセントが望ましいのですか。

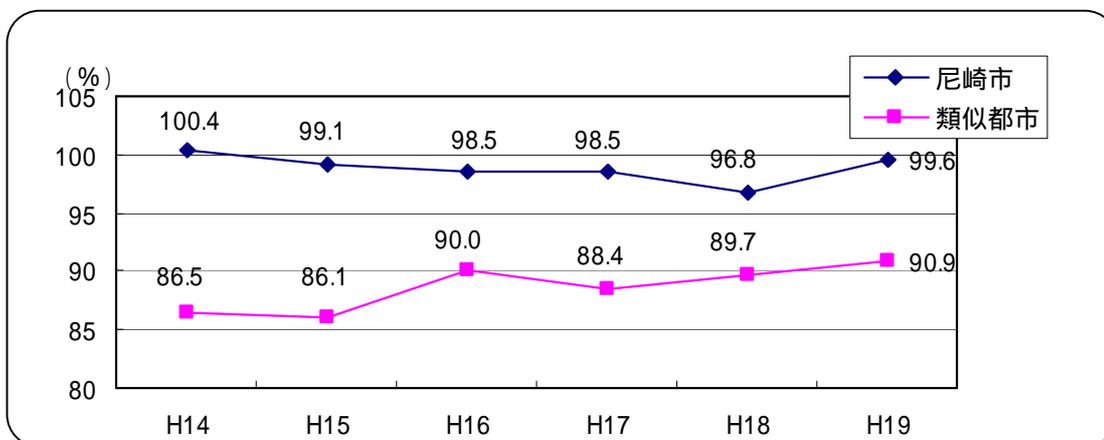
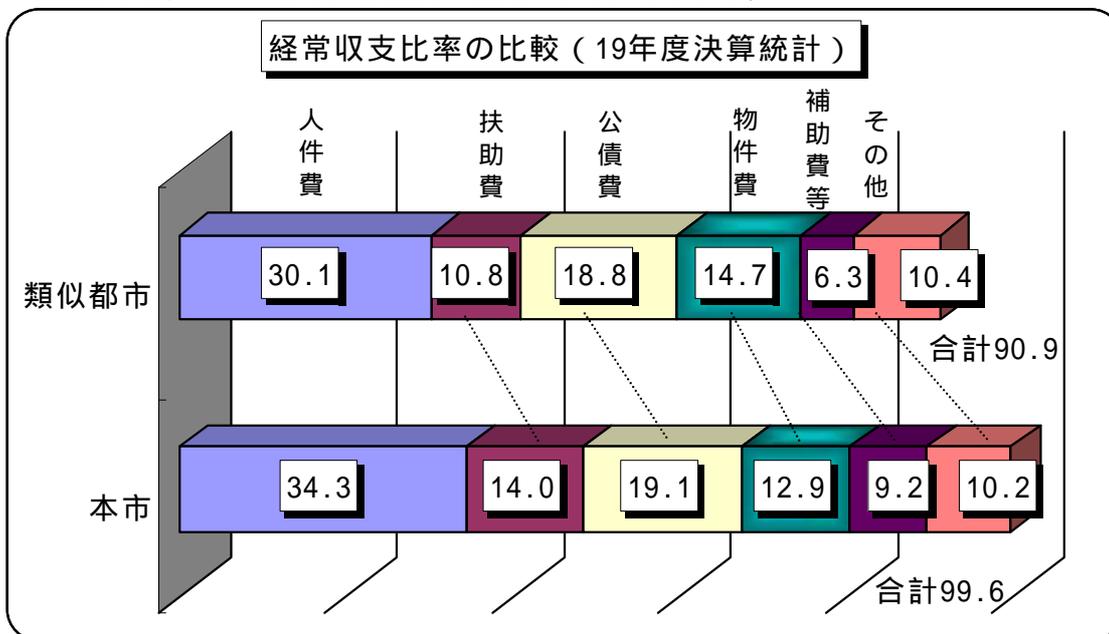
A 経常収支比率は、財政の健全性を示す指標として以下の算式により求められ、一般的には75%から80%が望ましいとされています。

$$\text{人件費などの経常経費充当一般財源} / \text{市税などの経常一般財源総額} \times 100\%$$

Q 財政構造を、他市と比較するとどうなっているのですか。



A 類似都市を、8.7ポイント上回った高い水準にあります。



類似都市：人口や産業構造の似通った11市(宇都宮市、市川市、船橋市、松戸市、八王子市、相模原市、金沢市、西宮市、松山市、大分市、鹿児島市)

第2章 “あまがさき” 行財政構造改革推進プランの概要

1 策定の目的及び背景

尼崎市ではバブル経済崩壊以降、長引く不況などにより、市税収入や収益事業収入が減少したことなどから慢性的な収支不足をきたし、厳しい財政状況にあります。

平成14年10月に、平成15年度から19年度までの収支を試算したところ、5カ年で累積約800億円の収支不足額が見込まれたため、平成15年2月に「尼崎市経営再建プログラム」を策定し、財政の健全化の取組を進めてきました。その結果、最大の目標であった財政再建団体への転落阻止については回避できることとなりました。

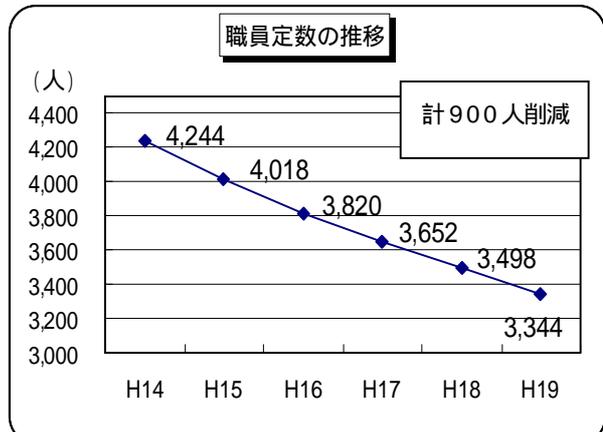
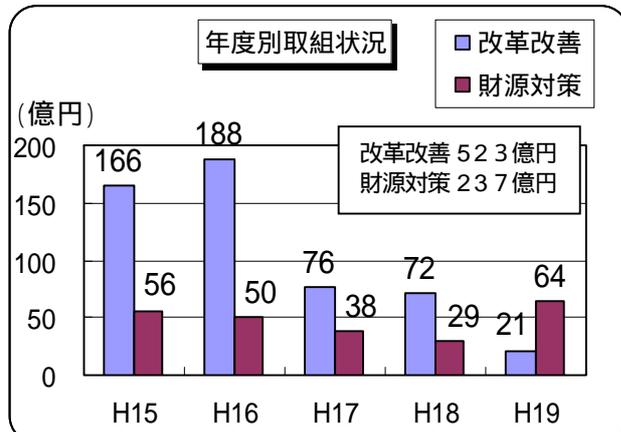
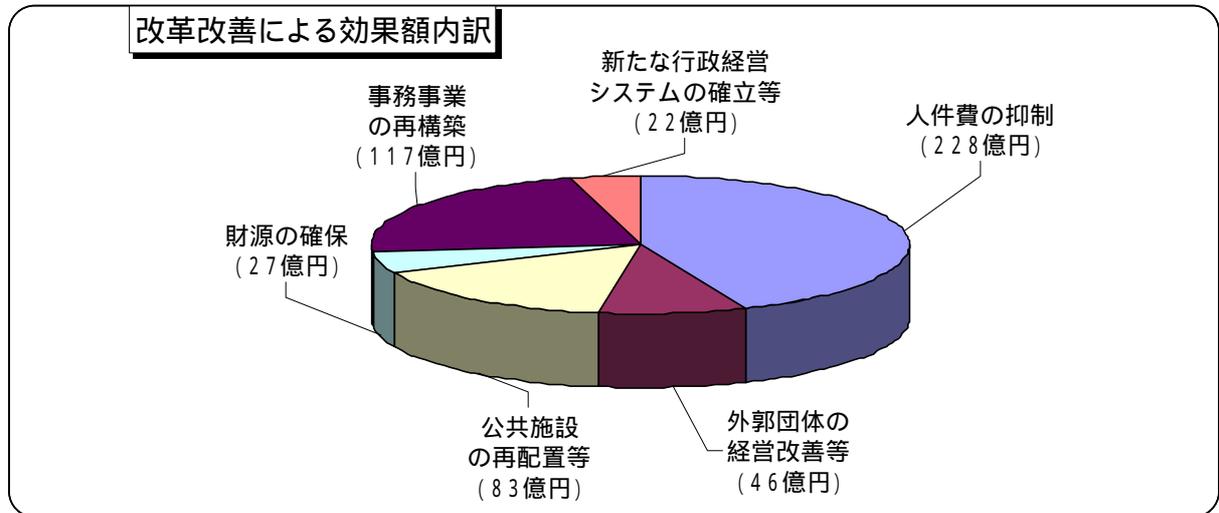
しかしながら、現在の状況は、市の借金である市債の活用など多額の財源対策を講じなければ、通常の歳入では歳出を賄うことができず、実質的な収支均衡は確保できていない状況です。

また、国・県における行財政改革や社会保障制度改革など、外的要因が大きく変わることにより、より厳しい局面を迎えることも視野に入れておく必要があります。

一方で、社会をめぐる状況は、少子高齢化の進行や、生活における安全・安心に対する不安が以前に比べて増している状況にあります。

こうしたことから、平成20年度から24年度までの5か年を計画期間とする「あまがさき」行財政構造改革推進プラン」を策定し、財政の健全化の取組を進め、財政基盤を築くとともに、地域社会で支える仕組みづくりなど、住民自治基盤の確立に努めていくこととしています。

・経営再建プログラムでの取組



2 財政健全化のレベル

財政健全化を推進するにあたって、そのレベルをわかりやすく大別すると次のように考えることができます。

レベル1 財政再建団体への転落の恐れがある。

予想される赤字が、自治体としての主体性を維持するための最低限のラインである財政再建ライン（標準財政規模の20%）を超える恐れがあります。

レベル2 形式的な収支均衡の確保が図られている。

財源対策を講じることで、健全財政の基礎的条件である歳入と歳出のバランスが保たれています。

レベル3 実質的な収支均衡の確保が図られている。

見かけ上の収支だけではなく、財源対策を講じなくても歳入に見合った歳出規模となっています。

レベル4 財政の長期的安定性がある。また、財政構造の弾力性がある。

世代間の公平性にも十分留意し、償還能力に見合った負債管理が行われているなど、持続可能な財政運営の将来展望があります。また、その歳出構造は硬直化したものではなく、バランスのとれたもので一定の新規事業枠等の確保ができています。

レベル5 財政の対応力が十分に備わっている。

不測の経済変動等に柔軟に対応できる、強固な財政基盤が確立されています。
（基金の拡充（標準財政規模の20%）等）



・目指すべき財政健全化のレベル

経営再建プログラムの取組成果などにより、財政再建団体への転落の恐れがある「レベル1」の状況は、当面回避できる見込みですが、現在の本市財政状況は、形式的な収支均衡の確保が図られているものの、多額の財源対策を講じており、「レベル2」の段階にしかない状況です。

そのため、「“あまがさき”行財政構造改革推進プラン」においては、実質的な収支均衡の確保が図られている状態にある「レベル3」を目指すこととしています。

3 今後の収支見通しと構造改善の考え方

プラン期間中の収支見通しについては、各年度ともに多額の財源対策を講じなければ、歳入と歳出のバランスが取れていない状況にあります。



今後の収支見通し[構造改善及び財源対策を加味しない場合 H20,H21 を除く] (単位：億円)

	H20 決見	H21	H22	H23	H24
歳入	1,143	1,162	1,053	1,050	1,050
歳出	1,143	1,162	1,156	1,149	1,127
差引収支(単年度収支)	0	0	103	99	77
累積収支	0	0	103	202	279

構造改善効果額

(単位：億円)

	H20 決見	H21	H22	H23	H24
H20 構造改善額	6	6	6	6	6
H21 構造改善額		17	17	17	17
H22 構造改善額			14	14	14
H23 構造改善額				5	5
H24 構造改善額					5
効果額計(単年度)	6	23	37	42	47

4 財政基盤と住民自治基盤の確立

国の権限を地方に移し、地方がその実情に合った適切な業務を行う地方分権が進んでいます。そんな中、地方自治体が自らの意思で地域課題に最適な解決策を見つけ出し、取り組んでいくことが今まで以上に求められています。

そのため、このプランでは「財政基盤」と「住民自治基盤」の確立を大きな2本の柱として設定し、さらにそれを実現するために「財政の健全化」「地域社会で支える仕組みづくり」「行政経営システムの構築」という3つの目標を定め、改革改善の取組を進めていきます。



財政基盤の確立

本市の財政構造を、実質的な収支均衡の確保が図られている状態とし、財源対策をしなくても、歳入（収入）に見合った歳出（支出）規模となる状況を目指します。

プラン最終年度の平成24年度には、改革改善に取り組まない場合と比べて50億円の構造改善を目指します。

競艇などの収益事業収入や土地売却による収入を基金に積み立てるとともに、市債の発行を抑制するなど、財政規律を確保します。

社会経済環境の変化や多様化する市民ニーズを的確に捉えた上で、施策の重点化を図りながら財源等の効率的、効果的配分に努め、財政悪化を招かない行政経営システムの構築を目指します。

住民自治基盤の確立

少子高齢化や情報化、国際化などの社会情勢の変化の中で、多様化・複雑化している地域課題に対し、協働のまちづくりで地域の力を高めることを基本として、市民、地域団体、ボランティア団体、NPO法人、行政など多様な主体が、連携・協働しながら、地域課題を解決していく仕組みづくりを進めていきます。

行政の責任において行うべき生活保護制度などの公的なセーフティネットとともに、おたがいさま、おかげさまの精神により、地域の中の多様な主体が相互に助け合い、支え合える地域社会に向けた取組によって、市民が安心できる暮らしを支えていきます。

5 改革改善項目

目標1「財政の健全化」

(1) 財源の確保

収入率の向上

収入率の向上・滞納額の縮減は、財政運営上及び税等の負担の公平性の確保の観点からも極めて重要な課題です。

歳入の根幹となる市税等の収入率の向上については、具体的な数値目標を定めて取り組みます。また、長期・悪質な滞納案件について差押え等の法的処分の強化を図るとともに、徴収体制の強化に努めます。

主な項目	取組内容
収入率の向上	<p>市税収入…平成24年度における現年課税分の収入率を98.4%とします。 保育所保育料…平成24年度における現年度分の収入率を98.3%とします。 住宅家賃…指定管理者制度を導入した中で、平成22年度までに現年度分の収入率を97.3%などとします。</p> <p>[方策] 動産や給与等の差押の強化、インターネット公売の実施、徴収嘱託員の活用、コンビニ収納の実施、納税催告センターの設置など。</p> <p>[実施時期 平成20年度～]</p>

市有財産の有効活用等

市の財産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することで広告料収入を得るという新たな財源確保に努めます。また、使用料・手数料について必要な改定を行います。

さらに、市営住宅の空家募集の回数を増やすなど、既存ストックの有効活用を図ることにより、歳入の増加に努めるとともに、市が保有する未利用地についても貸付や売却を進めます。

主な項目	取組内容
広告事業の推進	<p>市報、ホームページ等の媒体を利用し、財源の確保に努めます。</p> <p>[広告媒体] ・印刷物(広報誌、封筒、はがき、冊子、パンフレット等) ・ホームページ(バナー広告) ・その他の資産(公用車、玄関マット等)</p> <p>[実施時期 平成20年度～]</p>
公有財産の有効活用と財源確保(自動販売機の公募設置)	<p>本庁舎などに自動販売機を設置する業者を公募し、財源確保に努めます。</p> <p>[実施時期 平成21年度～]</p>
保育所保育料体系及び保育料算定方法の見直し	<p>住宅取得控除をはじめとして税額控除後の所得税額を保育料の算定の基礎とする現在の方法を見直し、税額控除前の所得税額に基づき決定するなど保育料算定方法等を見直します。</p> <p>[実施時期 平成21年度～]</p>
市営住宅空き駐車場の有効活用	<p>空き区画が多い災害復興公営住宅の駐車場について、団地自治会と協議し、入居者以外の方に貸し出し、財源の確保に努めます。</p> <p>[実施時期 平成20年度～]</p>

市立幼稚園保育料の見直し	受益者負担の視点から、阪神間他都市の状況等を踏まえ、保育料を改定します。 【実施時期 平成 21 年度～】
--------------	--

各種減免制度の見直し

現行の制度の必要性や、他の給付施策等との整合性、阪神間都市等との均衡性などを検証し、制度の見直しを図ります。

主な項目	取組内容
減免制度の見直し	今日的視点から現行制度の必要性が低いもの、他の給付施策(生活保護)等で代替措置がされているもの、阪神間都市等の状況についても検証する中で、制度の見直しを図ります。 [対象] 市税、土地水面使用料、下水道使用料 【実施時期 平成 21 年度～】

企業誘致や地域の雇用拡大などに伴う税収の増加

企業誘致を進めることにより、地域経済の活性化や雇用拡大を図り、税収の増加に努めます。

主な項目	取組内容
企業立地促進法の取組	企業立地促進法に基づく基本計画を策定し、企業立地促進税制等の各種支援策を活用していきます。 【実施時期 平成 20 年度～】

実態に見合った地方交付税の確保

法令等による義務付けがあり、実施内容について市の裁量が働かない経費などについて、実態に見合った地方交付税措置を行うよう、国・県に対して積極的に働きかけ、財源の確保に努めます。

主な項目	取組内容
実態に見合った地方交付税の確保	実態に見合った地方交付税措置を行うよう、国・県に対して要望等を行います。 【実施時期 平成 20 年度～】

(2) 人件費の抑制

職員定数の削減

事務事業の廃止や執行体制の見直しを行う中で、引き続き積極的な定数削減を行います。また、団塊の世代の職員の大量退職に伴い、今後急激に職員数が減少していくことから、少数精鋭を基本とした計画的な職員の採用や人材育成、知識や経験の伝承等についても計画的に取り組む中で、組織力や職員のモチベーションの維持、向上に努めていきます。

主な項目	取組内容
職員定数の削減	職員定数について、今後の行政需要(業務の廃止や見直し、新規事業への対応)、採用数(人材の確保)や年齢・職種構成等を見据えた安定した組織維持の視点、事業分野別の類似都市との比較、今後の人件費比率の推移への対応等を、退職動向と併せて勘案する中で、平成 20～24 年度の 5 ヶ年で 500 人を目標に削減に取り組んでいきます。 【実施時期 平成 20 年度～】

給与構造の見直し等

職員給与については、平成 19 年度から人事院勧告における給与構造改革を踏まえ、給料表の改正等を実施し、大きな構造改善効果額を導き出してきたところですが、平成 20 年度以降についても、国基準の給与制度を基本に、給与構造の見直しを進めるとともに、厳しい財政状況の中、引き続き、市民に対する市職員の姿勢を示すことから、特別職、一般職ともに給与削減措置についても取り組んでいきます。

主な項目	取組内容
給与構造の見直し	国基準を基本に、初任給及び昇格年数の基準並びに期末・勤勉手当、通勤手当等の諸手当について、見直しを行います。 【実施時期 平成 20 年度～】
給与削減措置の実施	厳しい財政状況のもと、地域手当等の給与削減措置を実施します。 【実施時期 平成 20 年度～】

(3) 負債の抑制

現在、繰延べしている負債については、償還を基本として縮減に努めるとともに、土地開発公社経営健全化計画の着実な実施を図ることなどにより、負債の抑制に向けた取組を進めます。

また、市債残高の抑制については、高金利の政府系資金については繰上償還・低金利な市債への借換を行い、さらに、通常事業の市債発行額は元金償還額以内を基本とします。

主な項目	取組内容
土地開発公社経営健全化計画の取組	総務省から公社経営健全化団体の指定を受け策定した公社経営健全化計画に基づき、土地開発公社の簿価の圧縮を図り、財政基盤を確立した上で、公社保有地の計画的な事業化に取り組んでいきます。また、その中で、公社の借入金利を抑制するため、内部資金の調達を拡充します。 【実施時期 平成 18～22 年度(計画期間)】
高金利の政府系資金の繰上償還、借換	過去に借り入れた一定利率以上の政府系資金について、繰上償還、借換を行うことにより、金利負担の軽減を図ります。 【実施時期 平成 19～21 年度(借換期間)】

(4) 事務事業の見直し

民間等において実施されている同種サービス等の見直し

今日的視点から公共施設の民間等への移管を検討するとともに、民間等において実施されている同種サービスや、費用対効果が十分でないもの、さらに当初目的を達成したと思われるサービス等について見直していきます。

主な項目	取組内容
車両整備業務の見直し	直営で実施している車両・架装部分の点検修理業務を廃止、縮小し、外注を拡大します。 【実施時期 平成 21 年度～】
保育所の環境改善及び民間移管	保育環境の改善、待機児童の解消、多様化する保育ニーズへの適切な対応、より効率的な保育所運営を行うことを目的に、プレハブ造りの保育所及び鉄筋コンクリート造りの保育所の民間移管を計画的に推進するとともに子どもを生き育てやすい環境の創出を図ります。 【実施時期 平成 21 年度～】
自家給油取扱所の機能拡充	軽油車両用となっている自家給油取扱所の備蓄内容について、ガソリン車両も含めた備蓄内容に見直します。 【実施時期 平成 22 年度～】

市立全日制高等学校の見直し	高等学校の改革を推し進める中で、尼崎東高等学校と尼崎産業高等学校を統合することに伴い、併せて経常的経費の見直しを行います。 【実施時期 平成 22 年度～】
生涯スポーツ・レクリエーション事業運営内容の一部見直し	市民レクリエーション大会について、運営内容を見直すことにより、事業費を縮減します。 【実施時期 平成 21 年度～】
公衆・公園等便所清掃業務の見直し	公衆便所の清掃業務の効率化を進めるほか、利用実態を踏まえ、廃止・撤去を行います。 【実施時期 平成 21 年度～】

随意契約の見直し

公平性、透明性、競争性の観点から、現在、随意契約で実施している事務事業については競争入札へ変更していきます。

主な項目	取組内容
電力自由化による電力契約の変更	電力自由化に伴い、電力契約について、本庁舎、ごみ処理工場をはじめとした施設において、入札を導入します。 【実施時期 平成 20 年度～】
一般家庭ごみ収集運搬業務委託契約方法の見直し	一部地域で試行的に行っていた一般家庭ごみ収集運搬業務委託の競争入札を、全委託地域の競争入札に見直します。 【実施時期 平成 21 年度～】

市単独事業等の見直し

税を財源として実施している市単独事業等で、年齢などを基準とした一律給付的な事業については、利用者負担の導入など施策の転換も含め、事業のあり方について見直していきます。

主な項目	取組内容
敬老関係事業（記念品事業）の見直し	事業開始後の高齢者人口の動向や平均寿命の変化等を勘案し、現行の 77 歳、88 歳、99 歳、101 歳以上の方に対する敬老記念品の支給を廃止し、市内最高齢者（男女各 1 名）と 100 歳に到達された方については、引き続き記念品を支給するよう見直します。 【実施時期 平成 21 年度～】
福祉医療費助成制度の見直し	老人医療、障害者・高齢障害者医療、母子家庭等医療、乳幼児等医療の各医療費助成制度において、県の行財政改革に合わせて所得制限の見直しや一部負担金の引き上げなどを行う一方、障害者の自立への配慮や子育て支援などの観点から、精神障害者の助成対象の拡大や子どもの入院の無料化を行うとともに、所得制限を一部、県基準より緩和するなど、本市独自の施策に取り組みます。 【実施時期 平成 21 年度～】
老人市バス特別乗車証の見直し	安定的・効果的に制度を継続していくため、利用者負担の導入など、事業の見直しを検討し、実施します。 【実施時期 平成 22 年度～】

外郭団体の経営改善及び統廃合の取組促進

「外郭団体の統廃合及び経営改善について」（平成 19 年 1 月）の方針に基づき、随意契約をしていた業務委託の競争入札への変更及び委託料・補助金の削減等の取組を促進するとともに、

統廃合に向け団体との協議調整を進めます。

主な項目	取組内容
外郭団体経営改善及び統廃合	外郭団体を取り巻く環境は厳しさを増しており、自立経営を促進する必要があるため、「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成19年1月)の方針に基づき、経営改善及び統廃合の取組を進めます。 【実施時期 平成20年度～】

目標2 「地域社会で支える仕組みづくり」

(1) 地域コミュニティの振興

少子高齢化や情報化などの社会情勢の変化の中で、個々の価値観やライフスタイルなども変化してきており、それに伴って地域課題はますます多様化・複雑化しています。これまでは、生活保護などの市民生活を支える仕組みが、公的なセーフティネットとして機能してきました。しかし、多様化・複雑化しているこれらの地域課題に対しては、市民や地域団体、NPO法人、事業者、行政などの地域の多様な主体によって、対応していかなければなりません。

また、児童虐待問題や、悪質商法などの消費者被害といった、個人の努力だけでは容易に脱却できない生活困難事象については、地域住民などの協力を得ながら、行政が主体となって対応していますが、このような市民と行政による連携の取組は重要になってきます。

こうした協働のまちづくりで地域の力を高めていくことを基本として、市民と行政が、連携・協働しながら、地域課題を解決していく取組を、今後もさらに広めていくとともに、そのためには地域コミュニティの活性化が重要であり、身近な地域での出会いの場づくりを通じて、地域を構成する多様な主体の連携づくりに取り組みます。

主な項目	取組内容
要高齢者見守り対策検討事業	要援護高齢者の実態を把握し、その情報を整理するとともに、地域住民などの協力により、要援護高齢者の地域での見守り、支援体制を構築します。 【実施時期 平成21年度～】
こにちは赤ちゃん事業	生後概ね2か月以内の乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の状況や養育環境の把握及び子育て支援情報の提供を行います。支援が必要な場合には、関係機関や地域とも連携して、早期に適切なサービスにつなげます。 【実施時期 平成21年度～】

(2) 地域活動団体の育成・支援

今後、協働の取組をさらに広げていくためには、今まで縁のなかった市民が新たにまちづくりに参加することや、協働の考え方に基づく取組が行政の様々な分野にまで拡大・浸透することが求められていることから、若い世代や団塊の世代をはじめ、より多くの市民がまちづくりに参加するきっかけとなるような意識啓発や、協働を進める職員の自覚と責任を促す仕組みづくりなどの取組を進めます。

また、活発化しつつある市民の自主的な活動への支援を充実するため、市民活動の展開のための側面的支援に向けた取組を進めるとともに、事業者が市民活動を支援するなど、市民が市民活動を支援する仕組みづくりに向けた取組を進めます。

主な項目	取組内容
協働に関する市民意識の啓発	まちづくりへのより多くの市民参加を促進するため、協働や市民活動について、市民意識を啓発する学習会・講座、活動事例紹介などを実施します。 【実施時期 平成20年度～】
職員研修の充実	職員の協働や市民活動についての理解を深めるため、ボランティア体験型研修を拡充するとともに、市民との合同研修を実施するなど、職員研修の充実を図ります。 【実施時期 平成20年度～】
協働推進担当職員の配置	職員の意識改革を図り、協働の視点からそれぞれの業務内容を見直すとともに、市民からの提案に対応するなど、協働の取組を推進するため、関係課に協働推進担当職員を配置します。 【実施時期 平成20年度～】
公募制補助金制度の充実	広域的または身近な地域で活動している市民活動団体を側面的に支援するため、公募制の補助金制度を充実します。 【実施時期 平成20年度～】

(3) 多様な主体との連携・協働の推進

市民の市政への参加・参画意識や公共サービスを担う力は向上してきており、今後はさらに、そうした意識の高まりや力を最大限に活用していくことが求められます。

こうしたことから、より多くの市民の知識と経験を市政に生かすことができるよう、様々な段階での市民参加・参画の機会の充実に向けた取組を進めるとともに、地域課題等について、市民からの提案をもとに市民と行政が共に解決方法を考え、共に解決していくなど、市民からの提案を実現するための仕組みづくりに向けた取組を進めます。

併せて、地域の課題解決に迅速かつ柔軟に対応できる行政の体制の整備など、行政の横断的な連携と協働をコーディネートする機能の充実のための取組を進めます。

主な項目	取組内容
産業人材育成支援事業	市内企業の協力により、人材育成カリキュラムを策定し、小学生において、ものづくり体験学習等のキャリア教育を実施します。 【実施時期 平成21年度～】
提案型協働事業制度	市民・行政が協働により取り組むことで、より効果的に解決が図られるものをテーマとして募集し、地域課題や社会的課題を解決していきます。 【実施時期 平成21年度～】

(4) 情報公開と情報の共有

これまでも行政情報については、積極的に公開を進め、必要な情報がわかりやすく的確に伝わるよう工夫しながら情報の共有化に取り組んできましたが、今後はさらに、市民活動などに関する情報についても、必要な人が必要な時に必要な情報を得られるよう、市民と行政、市民と市民の間の共有化を進めていく必要があります。

こうしたことから、引き続き、行政情報の積極的な公開・提供に向けた取組を進めるとともに、市民活動に関する情報の収集・発信に向けた取組を進めます。

主な項目	取組内容
まちづくりに関する情報の共有化	<p>まちづくりに関する情報について、市民と行政、市民と市民の間の共有化を進めるため、次の取組を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市報、ホームページ等の充実 ・市民活動発表会の開催 ・公共施設等を活用した情報の発信 ・市民活動情報の集約 <p>【実施時期 平成20年度～】</p>

目標3 「行政経営システムの構築」

(1) 予算編成システムの改革

本プランで目指す財政の健全化、「財源対策を講じなくても歳入に見合った歳出規模となっている」状況を達成するために、事業実施部門の知恵と工夫を最大限に生かし、限られた財源を効率的・効果的に振り向けることができるよう、各局における予算編成の権限拡大に向けた仕組みを検討します。

あわせて、より効果的な行政運営を目指すため、事務事業評価システムをはじめとする行政評価を予算編成や決算審査に活用するなど、事業の再構築が促進される予算編成システムを構築していきます。加えて改革改善運動など行政運営の中にPDCAサイクルを定着させる取組についても継続して実施します。

また、公会計の整備については、平成20年度決算からの公表を目途に、公営企業や第三セクター等も含む連結ベースでの財務諸表の整備を図っていきます。

主な項目	取組内容
予算編成システムの改革	<p>決算や行政評価等と連動した予算編成システムの構築を目指し、次の取組を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各局における予算編成の権限拡大に向けた仕組みの検討 ・行政評価を予算編成、決算審査に活用 ・公会計の整備 <p>【実施時期 平成20年度～】</p>

(2) アウトソーシングの推進

アウトソーシングについては、これまでも民間の専門的な知識・ノウハウを活用することにより、行財政運営の減量化、効率化や市民サービスの向上などを図るという観点から、順次取り組んできましたが、硬直化した財政構造の是正に資するため、また、団塊の世代の大量退職に備えるため、さらなる民間活力の活用を図ります。

さらに、アウトソーシングについては、市民や地域団体等の活動の活性化を図り、地域の力を高める機会として、また、地域における雇用の創出や起業化につながるような視点からも検討を進める必要があります。

加えて、公共サービスの質の維持・向上や経費の節減を図る一つの手法として、市場化テスト導入の可能性を探っていきます。

主な項目	取組内容
公園等維持管理業務のアウトソーシング	公園等維持管理業務について、更なる委託化に向けた検討を行います。 【実施時期 平成22年度～】
道路等維持管理業務のアウトソーシング	市内道路等維持管理業務について、更なる委託化に向けた検討を行います。 【実施時期 平成22年度～】
庶務事務センターの設置	人事給与関連業務について、新たなシステム構築を行うとともに、業務の一部を集約化し、派遣職員等を活用することによって、内部事務手続の簡素・効率化と組織のスリム化を実現します。 【実施時期 平成21年度～】

(3) 指定管理者制度の推進

法令等により指定管理者制度が導入できない公の施設を除く、本市の全ての公の施設について、今日的視点から施設のあり方などを見直す中で、市民サービスの向上や管理経費の縮減等、制度の導入効果が見込める施設については、積極的に指定管理者制度の導入を検討していきます。

また、非公募により指定管理者制度を導入した施設については、2期目以降の指定管理者の選定にあたり、公募の拡大を図ります。

主な項目	取組内容
直営により管理している公の施設の指定管理者制度導入の検討	直営により管理している公の施設のうち、市民サービスの向上や管理経費の縮減等制度導入による効果が見込める施設について、指定管理者制度の導入を検討していきます。 (対象施設) ・図書館、公民館、地区会館など 【実施時期 】
外郭団体が指定管理者となっている公の施設の公募拡大	「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成19年1月)の方針に基づき、公募の拡大を図ります。 (対象施設) ・身体障害者デイサービスセンター ・老人福祉センター ・すこやかプラザ ・有料公園施設(橘・小田南公園内) ・軟式野球場・多目的運動広場(魚つり公園内) 【実施時期 平成21年度～】

(4) 組織の見直し

組織体制の簡素・効率化等の推進

自治体を取り巻く状況の急激な変化の中で、これまで以上に組織課題や時代に対応した迅速かつ的確な意思決定や市民サービスの提供が求められていることから、簡素・効率的かつ機能的な組織体制の見直しを行います。

主な項目	取組内容
組織体制の簡素・効率化の推進	<p>現行の局・部・課の3階層から2階層への見直しや機構の廃止・統合等、下位への権限委譲を行うことで、組織構造を改革するとともに、全ての役職階層についての権限や職責の見直しを行います。</p> <p>これに伴う管理職の削減について、計画期間中の退職者の約半数の削減を目標に取り組んでいきます。また、組織の簡素化や事務の効率化・IT化の流れに伴い、局総務課機能の見直しも併せて行います。</p> <p>【実施時期 平成20年度～】</p>

組織課題や時代に対応した組織体制の整備

新たな組織体制に必要なとされる職員像を明確化し、個人が意欲とやりがいを持ちつづけ、組織目標の実現に向け可能性を最大限に発揮できる新たな人材育成計画を策定するとともに、職員の能力や努力の成果を正当に評価し、人事や給与に反映する新たな人事システムを構築することにより、少数精鋭型組織にふさわしい職員を育成します。

また、新たな課題や組織を横断する課題に柔軟に対応していくため、組織の弾力的な運用を行います。

主な項目	取組内容
組織課題や時代に対応した組織体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな人材育成計画を策定し、今後の少数精鋭型組織が求める人材像や価値観、評価の基準を明確に示し、職員の意欲を喚起する中で、次代を担う人材を計画的に採用・育成していきます。 ・職員の能力と業務能率の持続的向上を図るため、勤務実績評価や職務行動評価の手法を取り入れ、組織の目標に職員の能力を的確に結集する仕組みや、適正な能力評価の仕組みを構築し、困難な課題に対し、計画的かつ果敢に取り組む職員の努力の成果について正当に評価し、給与等の処遇面に反映させていきます。 ・新たな課題や組織を横断する課題に対し迅速かつ的確に対応できるよう、組織の改編に加え、プロジェクトチームの活用や組織事務分担の見直しについても年度途中も含め、より臨機応変な仕組みを構築します。 <p>【実施時期 平成20年度～】</p>

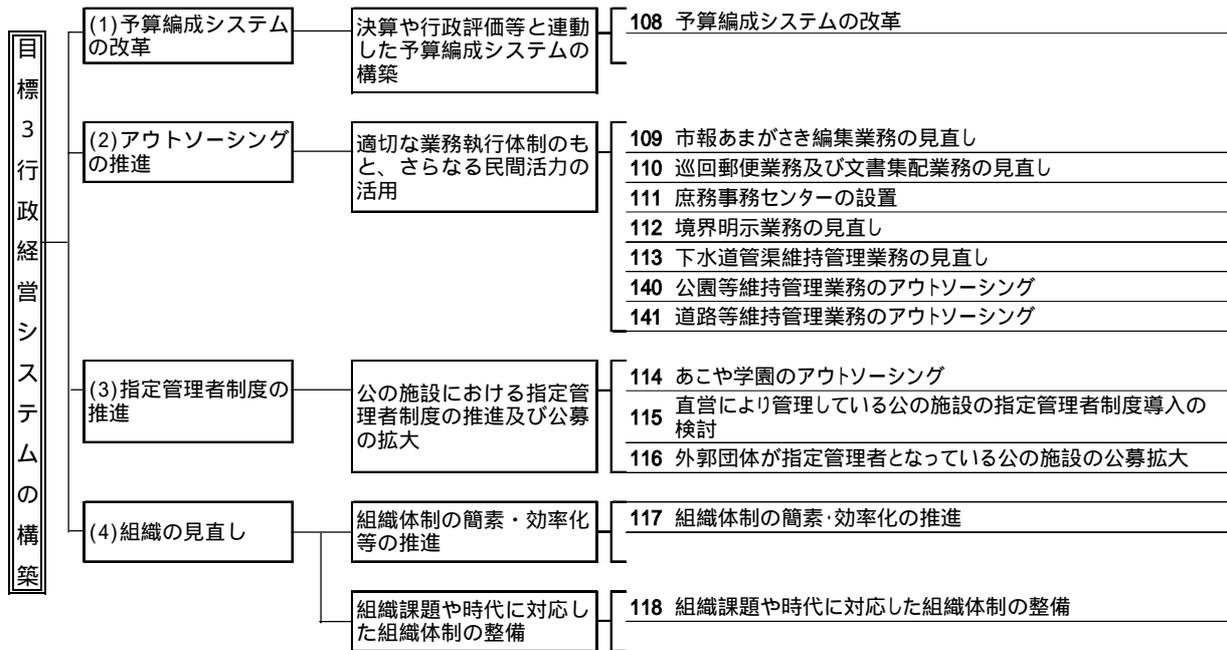
改革改善の取組一覧(取組方針別)

		事業名	
目 標 1 財 政 の 健 全 化	(1)財源の確保	収入率の向上	
		1 収入率の目標数値の設定(市税)	
		2 収入率の目標数値の設定(保育所保育料)	
		3 収入率の目標数値の設定(市営住宅家賃)	
		4 インターネット公売	
		5 市税のコンビニエンスストア収納の実施	
		6 市税滞納者に係る差押えの強化	
		7 納税催告センターの設置	
		8 国民健康保険料収納業務の一部事務の見直し	
		市有財産の有効活用等	
		9 広告事業の推進	
		10 公有財産の有効活用	
		11 使用料・手数料の算定方式の検証	
		12 保育所保育料体系及び減免制度、保育料算定の見直し	
		13 弥生ヶ丘墓園管理料制度の見直し	
		14 斎場使用料の見直し	
		15 保健所使用料の見直し(市外加算)	
		16 市営住宅空家募集回数が増	
		17 市営住宅維持管理業務の見直し(市営住宅敷地に駐車している車両の所有者等から使用料を徴収)	
18 市営住宅空き駐車場の有効活用方策の調査・検討			
19 無料公園施設の有料化			
20 市立幼稚園保育料の見直し			
119 公有財産の有効活用と財源確保(自動販売機の公募設置)			
各種減免制度の見直し			
21 減免制度の見直し			
企業誘致や地域雇用などに伴う税収の増加			
22 企業立地促進法の取組			
実態に見合った地方交付税の確保			
23 実態に見合った地方交付税の確保			
(2)人件費の抑制	職員定数の削減	24 職員定数の削減	
		給与構造の見直し等	25 給料の水準の見直し
			26 住居手当の見直し
			27 通勤手当の見直し
			28 期末・勤勉手当の見直し
			29 給与削減措置の実施
(3)負債の抑制	負債の抑制	30 土地開発公社経営健全化計画の取組	
		31 高金利の政府系資金の繰上償還、借換	
(4)事務事業の見直し	民間等において実施されている同種サービス等の見直し	32 公衆・公園等便所清掃業務の見直し	
		33 し尿等処理方法の見直し	
		34 市民課窓口業務の検証	
		35 総合センターの施設、組織及び事務事業の見直し	
		36 まつば園の民間移管	
		37 保育所の環境改善及び民間移管	
		38 労働福祉会館、労働センターの施設のあり方を見直し	
		39 尼崎市立勤労者レクリエーションセンターの民間移管	
		40 魚つり公園施設の見直し	
		41 市民プールの整理統合	
		42 市立全日制高等学校の見直し	
		43 市立定時制高等学校の見直し	

44	市立幼稚園の見直し
45	小学校給食調理業務の見直し
46	行政協力員制度の見直し
47	文書発送方法の見直し
48	浄書等業務の契約方法の見直し
49	事務の概要の廃止
50	職員貸与被服の見直し
51	公用車運転業務の見直し
52	ごみの減量・リサイクルの推進
53	さわやか指導員制度の見直し
54	車両整備業務の見直し
55	クリーンボックスの見直し
56	市民まつり協議会事務局機能の移管
57	市民相談業務(交通事故相談業務)の見直し
58	ちかまつ・文化関係業務の見直し
59	医療資金融資あっ旋預託金の廃止
60	高齢者住宅整備資金貸付金の廃止
61	福祉医療に係る事務委託料等の見直し
62	ベビーホーム委託事業の廃止
63	法人保育園中規模施設改修補助金の廃止
64	青少年センター機能の見直し
65	訪問リハビリテーション事業の廃止
66	商工業施策の体系的整理とメニュー化
67	産業・労働部門の各種表彰事業の見直し
68	財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所への派遣の見直し
69	勤労者福祉資金融資制度の廃止
70	尼崎市中小企業勤労者福祉共済事業の公益法人化
71	まちかどチャーム賞の実施方法の見直し
72	交通安全教育体制の見直し
73	通路橋使用料体系の見直し及び使用許可台帳のシステム化
74	緑化普及啓発業務執行体制の見直し
75	道意地下道管理業務の見直し
76	下水道使用料減免制度の見直しに伴う事務経費の削減
77	下水道施設維持管理体制の見直し(北部浄化センター)
78	優良建築物等整備事業の休止
79	市街地再開発事業等特別融資あっ旋事業の廃止
80	市街地再開発事業等特別融資あっ旋制度等利子補給事業の廃止
81	尼崎21世紀の森構想推進事業(推進母体への支援)の見直し
82	緊急車両の配置、運用、装備等の見直し
83	市立高等学校施設管理業務の見直し
84	学校開放運営事業の見直し
85	図書館業務の見直し
86	公民館業務の見直し
120	ネットモニターの廃止
123	商業活性化対策協議会支援事業の見直し
124	工業活性化施策の一部見直し
125	産業のまち「あまがさき」キャンペーン事業の見直し
126	尼崎市密集住宅市街地整備地区木造賃貸住宅等建替に係る助成事業の廃止
127	尼崎市密集住宅市街地整備地区民間賃貸住宅建設資金利子補給事業の廃止
128	尼崎市密集住宅市街地整備地区木造賃貸住宅建替促進家賃対策補助事業の廃止
129	セットバック緑化事業助成制度の見直し
130	防災行政無線の保守管理方法の一部見直し
131	消防・救急無線の保守管理、運用方法等の見直し
132	自家給油取扱所の機能拡充(公用車燃料補給手法の見直し)
133	いきいき学校応援事業の一部見直し
134	社会体験活動事業(研修事業)の廃止
135	生涯スポーツ・レクリエーション事業運営内容の一部見直し

目標2 地域社会で支える仕組みづくり

	随意契約の見直し	87 電力自由化による電力契約の変更 88 一般家庭ごみ収集運搬業務委託契約方法の見直し
	市単独事業等の見直し	89 老人市バス特別乗車証の見直し 121 敬老関係事業(記念品事業)の見直し 122 福祉医療助成制度の見直し
	外郭団体の経営改善及び統廃合の取組促進	90 猪名野やすらぎ荘の廃止 91 長安寮の移管 92 母子生活支援施設の移管 93 尼崎学園の移管 94 財団法人尼崎健康・医療事業財団補助金の見直し 95 財団法人尼崎口腔衛生センター補助金の見直し 96 尼崎リサーチ・インキュベーションセンター用地賃貸借契約の見直し 97 外郭団体経営改善及び統廃合の取組促進
(1)地域コミュニティの振興	地域社会で要支援者を支える仕組みづくり	136 要援護高齢者見守り対策検討事業 137 こんにちは赤ちゃん事業
	地域課題解決のための様々な主体の連携づくり	98 地域における協働運営の仕組みづくり 99 身近な地域での出会いの場づくり
(2)地域活動団体の育成・支援	市民参加・参画の意識づくり	100 協働に関する市民意識の啓発
	職員の意識づくり	101 職員研修の充実 102 協働推進担当職員の配置
	市民活動の展開のための側面的支援	103 公募制補助金制度の充実
	市民が市民活動を支援する仕組みづくり	
(3)多様な主体との連携・協働の推進	様々な段階での市民参加・参画の機会の充実	104 Eメールによるアンケートの充実 105 市政サポーター制度の実施 106 市民による協働の取組の検証 138 産業人材育成支援事業(次世代育成事業)
	市民からの提案を実現するための仕組みづくり	139 提案型協働事業制度
	行政の横断的な連携と協働をコーディネートする機能の充実	
(4)情報公開と情報の共有	行政情報の積極的な公開・提供	107 まちづくりに関する情報の共有化 市報、ホームページ等の充実
	市民活動に関する情報の収集・発信	107 まちづくりに関する情報の共有化 市民活動発表会の開催 公共施設等を活用した情報の発信 市民活動情報の集約



6 施策の重点化方向

プランでは、厳しい財政状況下にあっても、市民の安全・安心の確保を基本に、様々な行政課題やニーズにも着実に対応していく必要があることから、「施策の重点化方向」を示し、限られた財源等を集中することによって、安心・満足して暮らせる“まち”の基盤づくりを目指していきます。

以下に5つの「施策の重点化方向」を掲げます。

1. 市民が健康で安全・安心に暮らせるまちづくり

- ・市民が健康に生涯を送ることができるよう、生活習慣病をはじめとした疾病予防を積極的に進めていきます。
- ・将来に向けて持続可能なセーフティネットを堅持し、引き続き、生活の基本を支える事業や日常の基本生活に必要な事業を、最優先として取り組んでいきます。
- ・市民、地域団体、ボランティア団体、NPO法人、行政など、地域の中の多様な主体が相互に助け合い、支え合える地域社会に向けた取組を推進していきます。

2. 子どもの健やかな成長を見守り、育むまちづくり

- ・子育て経験者の協力を得ることなどにより、地域や社会全体で子育てを支えていく仕組みづくりや、子どものいのちと健康を守り育む食育の推進などに取り組んでいきます。
- ・学力向上を重要な課題と捉え、より効果的・効率的に取組を進めるとともに、家庭での学習習慣の定着を図ることや、心の教育の推進などに努めていきます。
- ・学校など公共施設を地域住民が主体的に利用できるような環境づくりを行い、学校、家庭、地域がより連携した取組を展開していきます。

3. 地域資源を活かし、環境・文化を育むまちづくり

- ・環境保全に取り組む活動について広く情報発信し、協働の輪を広げていきます。
- ・自然エネルギーの利用促進、紙の資源化などのごみ減量・リサイクルの推進に努めるなど、日常の暮らしの中で、できる取組を継続的に進めていきます。
- ・本市の地域資源を、市民の共有の財産として大切に引き継いでいくとともに、その魅力を市内外へ情報提供し、都市イメージの形成に役立てていきます。

4. 元気な産業を育むまちづくり

- ・ものづくり技術開発や、中小企業の高い技術力を継承するための人材育成等の取組を支援していきます。
- ・引き続き、企業の誘致に積極的に取り組むことにより、税収の確保や新たな雇用を創出し、地域経済の活性化を図っていきます。
- ・魅力ある商店街づくりなどを推進するため、商業者の主体的で工夫した取組などを支援していきます。

5. 都市の生活基盤づくり

- ・道路、河川、公共下水道等の市民の生活基盤を支える施設の整備、維持・更新等については、安全・安心の確保を基本に、限られた財源を効果的に配分し、取り組みます。
- ・災害時に指定避難所や活動拠点となる学校施設や消防施設などについては、安全・安心の視点から、優先的かつ計画的に耐震化に向けた取組を進めていきます。

第3章 主要な施策

限られた経営資源を集中する中で、市民の健康づくりや生活の安全・安心の確保、子育て支援、学力向上に加え、環境保全や歴史・文化などの地域資源を活かした取り組み、産業の振興など、今日的な課題に重点的に取り組んでいきます。また、景気後退の影響を受けて、企業の業績や雇用状況の悪化が懸念されることから、中小企業資金融資制度の拡充をはじめとする緊急経済対策や下表に掲げるような離職者の雇用機会の確保などにも取り組んでいきます。

(千円)			
制度名	概要	事業名	事業費
緊急雇用創出事業	急激な経済情勢の変動により、離職を余儀なくされた非正規労働者及び中高年齢者層に対して、臨時的・一時的なつなぎ就業の機会を提供するとともに、安定的な求職活動ができるような支援体制を整備する。	施設管理事業費	3,875
		ヘルスアップ尼崎戦略事業費	24,552
		市場・商店街活性化事業費(キャンペーン・リサーチ事業)	23,489
		「産業のまち」発掘・発信調査事業費	8,253
		公共土木施設情報整備事業費	21,686
		使用許可台帳システム関係事業費	10,803
		建築指導関係事業費	47,408
		計	(新規雇用予定79人)
制度名	概要	事業名	事業費
ふるさと雇用再生特別基金事業	地域内でニーズがあり、かつ、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、雇用継続が見込まれる事業において、地域求職者等を雇い入れて安定的な雇用機会を創出する取組を支援する。	まち情報発信事業費	15,950
		障害者施設製品等販路開拓事業費	10,772
		雇用・就労支援事業費	22,084
		地域ものづくり連携促進事業費	15,974
		中小企業技術基盤強化支援事業費	13,423
		計	(新規雇用予定15人)

(施策の重点化項目)

- 市民が健康で安全・安心に暮らせるまちづくり
- 子どもの健やかな成長を見守り、育むまちづくり
- 地域資源を活かし、環境・文化を育むまちづくり
- 元気な産業を育むまちづくり
- 都市の生活基盤づくり
- その他の施策

・事業費は千円単位で計上
 ・()内は拡充事業の全体事業費のうち、拡充部分の事業費
 ・は債務負担行為額

市民が健康で安全・安心に暮らせるまちづくり

区分	主要事業名	事業概要	21年度事業費
1 新規・継続	協働のまちづくりの基本方向推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・提案型協働事業制度 市民からの提案をもとに市民と行政が共に解決策を考え、共に解決していくなど市民・行政双方向の協働の取組を進めるための制度を実施する。 ・チャレンジ志民塾 ・市民と職員がともに考える連続ワークショップ ・Eメールによるアンケートの充実 ・市政サポーター制度の実施 ・きょうDO検証会議 ・地域における協働運営の仕組みづくり 	3,335

	区分	主要事業名	事業概要	21年度事業費
2	拡充	人権教育・啓発推進事業(人権教育・啓発推進基本計画の改訂)	人権を取り巻く社会環境の変化や多様化する人権課題に的確に対応するため「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」を改訂する。	506 (260)
3	拡充	ヘルスアップ尼崎戦略事業(女性のための総合健診事業)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年度から医療保険者に対し、義務付けられた特定健診・特定保健指導を行うとともに、重症化予防による医療費適正化を図るため、ハイリスク健診を行う。 また、受診率向上のため、総合的健診体制の確立及びレディース健診日の設定等により受診しやすい環境整備を図る。 特定健診・特定保健指導(法定) ハイリスク健診・保健指導 生活習慣病予防健診・保健指導 ヘルスアプローチ事業 ヘルストレンド事業	613,048 (2,588)
4	新規	地域福祉計画改訂事業	市民、事業者、行政等の協働により、住み慣れた環境で誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指すため、市民会議(地域福祉推進会議)、庁内推進会議及び社会保障審議会地域福祉専門分科会において検討する中で計画改訂を行う。	639
5	新規	要援護高齢者見守り対策検討事業	増加する要援護高齢者の実態把握を通じ、地域での見守り・支援体制の構築を図るため、事業実施に向けた課題の整理・検討等を行う。	990
6	新規	食育推進計画策定事業	食育を総合的かつ計画的に推進するために、庁内関係部署による検討会議、作業部会、食育推進計画策定のための会議を開催し、アンケートによる実態調査を行い、尼崎市食育推進計画を策定する。	3,514
7	新規	特別養護老人ホーム等整備事業	第4期介護保険事業計画に基づく特別養護老人ホームの整備事業に対して、その建設費の一部を補助する。	148,554 148,500
8	拡充	中国残留邦人等地域生活支援事業	中国残留邦人やその家族が地域の一員として安心した生活ができるよう、日本語習得に対する支援や医療機関・公共機関などにおける会話の補助などを実施する。	2,504 (1,407)
9	拡充	妊婦健診事業	子育て支援の一環として、妊婦健診に係る費用を公費負担により助成することで、確実な受診の促進と要支援者の早期把握・早期支援を行う。現行の前期・後期健診に、基本健診(市が認める健診内容)12回分を加え、計14回分の費用について助成する。	228,316 (148,175)
10	継続	鉄道駅舎エレベーター等設置事業	高齢者、障害者等が鉄道を容易に利用できるように駅舎のバリアフリー化を促進し、福祉のまちづくりに資することを目的として、鉄道事業者に対しエレベーター等の整備費用の補助を行う。 対象 JR猪名寺駅	38,193 61,807

	区分	主要事業名	事業概要	21年度事業費
11	継続	耐震診断推進事業	市内に存在する新耐震基準施行(昭和56年)以前の民間の住宅及び学校や病院等の災害時に拠点となりうる建築物の耐震診断費用の一部を助成することにより、耐震化を促進する。 併せて、耐震化を促進するための啓発、知識の普及に向けた取組を実施する。 ・簡易耐震診断推進事業 ・多数の者が利用する施設耐震診断推進事業	7,846
12	新規	尼崎市・伊丹市消防指令センター整備事業	伊丹市との消防指令業務の共同運用に伴い、その中核となる消防指令センターを尼崎市防災センター内に設置するとともに、更新時期を迎えている消防指令管制システムの更新を行う。 ・実施時期 平成23年4月(予定)	8,699 1,559,031

子どもの健やかな成長を見守り、育むまちづくり

	区分	主要事業名	事業概要	21年度事業費
1	新規	経験ある保育士配置促進事業	今後、民間移管を行う保育園では、一定の経験実績を有した保育士の配置を条件としており、より多くの経験実績のある保育士の確保を促進するため、保育士経験10年以上の者を配置することに対して、定員に基づく上限人数の範囲内で1人1月5万円の補助を行う。また、これらの保育士の定着化を図るため、対象となってから5年間、同補助制度の対象とする。	1,800
2	新規	青少年の居場所に関する検討事業	青少年を取り巻く今日的な課題が多数存在する中で、青少年のニーズを把握するため、青少年を対象としたワークショップを行い、また、会議体を設置して、青少年の居場所についての基本的な考え方を検討する。	77
3	新規	こんにちは赤ちゃん事業	子育て支援の一環として、生後概ね2か月以内の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て情報を提供し、母子の状況や養育環境を把握することにより、適切なサービスを提供し、子育ての不安を軽減する。また、地域や関係機関とつなげることで、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。	7,695
4	拡充	母子家庭等地域生活支援事業	母子家庭の母等を支援するため、これまでから生活相談や就労相談等の相談事業を実施してきたが、新たに離婚調停や養育費の取り決めなどについて弁護士と相談を行う特別相談事業を実施する。	4,318 (252)
5	新規	中学校区学力向上推進モデル事業(小・中連携)	小学校から中学校へと学年が進むにつれて学習意欲や授業理解度が低下する生徒の割合が増えるなど、学習習慣・生活習慣における課題があることから、小学校と中学校の課題の共有や連携した取組を推進することで、中学校の一層の学力向上を図るため、2中学校区をモデル事業として研究を行う。	379
6	拡充	小学校体験活動事業(旧 環境体験事業)	命の営みやつながり、命の大切さを理解し思いやりの心を醸成するため、校外体験学習などを通し自然に触れ、環境について学ぶ環境体験事業を実施する。対象は市立小学校43校(全校)の3年生とする。	6,610 (180)

	区分	主要事業名	事業概要	21年度事業費
7	拡充	計算力向上事業	児童の基礎学力の向上を図るために小学校21校で実施している計算科を全校で実施する。21年度から新たに実施する22校は、対象を初年度は3年生のみとし、次年度以降は3年生・4年生とする。	53,932 (10,917)
8	継続	給食調理業務委託関係事業	給食内容等の充実を図り食育を推進するとともに、業務の効率的な運営を図るため、給食調理業務の民間委託を行う。	205,381
9	継続	学校適正規模・適正配置推進事業	児童生徒数の減少により小規模化が進む小・中学校において、教育上適切な児童生徒集団を確保し、良好な学習環境の創出を図るため、小・中学校の適正規模・適正配置を推進する。 ・大庄中学校、中央中学校グランド整備工事及び小田北中学校校舎改修工事 他	288,308
10	継続	学校施設耐震化事業	新耐震基準施行(昭和56年)以前に建てられた学校施設の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震補強工事等を実施する。特に耐震診断については平成21年度、22年度の2ヵ年で統合対象校を除く全工区の診断を行う。 ・耐震診断 武庫小学校 他25校 塚口中学校 他10校 等 ・耐震補強工事 立花南小学校 他2校 ・改築工事 難波小学校 他1校	1,153,096 1,851,109
11	継続	小学校給食室整備事業	食中毒を防止し、より安全・安心な学校給食を提供するため、既存の小学校給食室をドライ方式が可能な施設に順次整備を行う。また、児童の心身の健康の確保等を目的とする「食育基本法」の主旨に従い、給食内容の充実を図るため、給食調理備品の導入を行う。	187,036
12	継続	市立高等学校教育の推進事業	市立全日制高等学校教育改革実施計画に基づき、尼崎東高校と尼崎産業高校との統合に係る新校舎の建設工事等を行う。	5,646,711 90,000
13	継続	児童ホーム整備事業	児童ホーム入所を希望している待機児童の解消を図るとともに、障害のある児童を含めた児童の安全確保のため、児童ホームの新築等の施設整備工事を行う。 ・新築工事 園田児童ホーム	27,840

地域資源を活かし、環境・文化を育むまちづくり

	区分	主要事業名	事業概要	21年度事業費
1	拡充	姉妹都市アウクスブルク市交流関係事業	姉妹都市提携50周年を記念して、アウクスブルク市代表団などを受け入れるほか、市民・事業者等と協働で姉妹都市に関連する事業を行う。	9,860 (7,768)
2	新規	エコトラック・バス普及促進助成事業	中核市への移行に伴い、現在、低公害車の普及促進の一環として兵庫県が実施しているハイブリッドトラックや天然ガス・ハイブリッドバスを導入した運送事業者等への助成を行う。	11,396
3	新規	「あまがさき・街のみどころご案内」事業	民間を含めた市内の施設、名産、四季の表情などを市内外へ発信するために、産・官・学・民で実行委員会を設置し、情報の収集・整理、イラストマップ化を行う。また、「あまがさき街のみどころご案内所」を設けるほか、イラストマップを掲載したホームページの作成と公開を行う。	1,575
4	拡充	地球温暖化対策実行計画普及・啓発事業	地球温暖化対策の推進を図るため、啓発イベントや温暖化対策のアイデア募集を実施するほか、市内小売店舗とのレジ袋削減等に関する環境協定を拡大し、レジ袋削減やマイバック持参を促進する。	1,841 (1,536)
5	拡充	立体緑化推進事業	壁面緑化の普及を図るため、市役所南館や小学校などの公共施設で壁面緑化の取組を実施するとともに、市民向けの講習会などの普及・啓発事業を実施する。	5,500 (2,400)
6	拡充	郷土画家「白髪一雄」作品整備・発信事業	国際的評価の高い市内出身画家・故白髪一雄氏の展覧会を総合文化センターを含む全国4か所で行い、広く一般に公開するとともに、その画集を発行する。	2,258 (2,258)
7	継続	21世紀の尼崎運河再生プロジェクト事業	港湾管理者である兵庫県とともに、尼崎臨海地域の貴重な地域資源である運河や河川等を核に、地域、地元企業との協働による魅力ある地域づくりを通じて、臨海地域の活性化を図る。	2,000
8	新規	文化財資料保存活用サポートボランティア養成事業	発掘調査により出土した土器等の整理作業を学芸員と協働で行うボランティアを養成し、収蔵資料の保存、活用を進め、尼崎の歴史に対する市民の関心を高めていく。	194

元気な産業を育むまちづくり

	区分	主要事業名	事業概要	21年度事業費
1	新規	企業立地促進法基本計画推進事業	企業立地促進法に基づく国の補助事業である「産業立地支援事業」や「人材養成等支援事業」を活用し、尼崎市地域産業活性化協議会として企業誘致活動や人材養成を展開する。	2,491
2	新規	産業人材育成支援事業(次世代育成事業・特待生制度)	産業界及び教育界との連携のもとに、市内の小学生を対象に、将来に向けた尼崎経済の担い手となり得る次世代産業人材の育成を図る。さらに、産業技術短期大学との連携により、市内高等学校の生徒を対象に、産業技術短期大学の授業料等が免除となる特待生制度を設ける。	733
3	継続	企業立地促進条例運営事業	認定審査会の設置による企業立地促進制度の円滑な運用を図るとともに、産業関連団体等との連携などにより、企業の立地促進に係る取組を推進する。	653

都市の生活基盤づくり

区分	主要事業名	事業概要	21年度事業費
1	継続 し尿等処理方法の見直し事業	クリーンセンターで処理している、し尿等を下水道施設での処理に見直すことに伴う配管敷設工事等を実施する。	192,300
2	継続 あまがさき緑遊新都心整備事業	JR尼崎駅北西地区において、広域的交通結節点の地域特性を活かしたまちづくりのため、都市機能更新型の土地区画整理事業を独立行政法人都市再生機構の施行により実施する。また、この事業にあわせて、周辺道路を整備することにより、幹線道路とのネットワークを形成し、交通流の円滑化と歩行者の安全を図る。 1 土地区画整理事業 施行期間 平成12年度～平成21年度 全体事業費 約230億円 施行面積 約22.8ha 都市計画道路5路線、近隣公園等 21年度事業 保留地処分金等による事業 (道路整備工事等) 2 長洲久々知線立体交差等道路整備事業 施行期間 平成13年度～平成24年度 全体事業費 約140億円 長洲久々知線立体交差、尼崎駅前1号線、尼崎駅前3号線等 21年度事業 物件調査、用地測量、用地買収、物件補償、道路整備工事等	1,663,017
3	継続 臨海西部拠点開発事業	臨海西部地域の都市基盤を整備するため、土地区画整理事業を実施する。 土地区画整理事業 施行期間 平成9年度～平成21年度 全体事業費 約90億円 施行面積 約77.8ha 都市計画道路4路線等 21年度事業 橋りょう整備工事、道路整備工事、整地工事、測量等	543,975
4	継続 戸ノ内住宅地区改良事業等	戸ノ内地区において、住宅地区改良事業及び住宅市街地総合整備事業の手法により、災害に強いまちづくりを目指す。あわせて、工場・住宅の用途地域の純化と集約化を図る。 1 住宅地区改良事業 第3～第5地区 施行期間 昭和56年度～平成25年度 全体事業費 約294億円 改良住宅建設、不良住宅買収除却、道路用地取得等 21年度事業 不良住宅買収除却、用地取得、道路整備、公園・緑地整備、改良住宅建設等 2 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型) 施行期間 平成11年度～平成20年度 (平成25年度まで期間延長予定) 全体事業費 約36億円 地区面積 約21.2ha 老朽建築物等除却、道路用地取得等 21年度事業 老朽建築物等除却、用地取得、道路整備、公園整備等	1,041,669 776,932

	区分	主要事業名	事業概要	21年度事業費
5	継続	阪神尼崎駅南地区第一種市街地再開発事業	市街地再開発事業を施行する市街地再開発組合に補助を行うほか、事後評価を実施する。 施行期間 平成16年度～平成23年度(組合解散認可) 全体事業費 約94億円(組合支出総額) 21年度補助対象事業費 17億9,280万円 費用負担(補助対象事業費) 県1/3、市1/3(うち国4/10)、組合1/3	603,503
6	継続	庄下川都市基盤河川改修事業	庄下川上流部は市街化により、保水機能が低下している上、護岸の老朽化及び狭小な河川断面積により、洪水時に護岸崩壊や溢水等、危険な状態にあるため、治水機能の強化を図る。 施行期間 平成14年度～平成27年度 全体事業費 約21億円 21年度事業 柳緑橋～梅ノ木橋 116m 護岸改修工事、河床掘削工事	198,550
7	継続	公共下水道整備事業	本市における下水道普及率はほぼ100%であるが、経年による施設の老朽化が進むとともに、都市型水害、更には水環境対策、地震対策のより一層の向上が求められているため、以下の事業を計画的に進めていく。 1 浸水対策事業 雨水管渠が未整備である地区の雨水管渠整備を行う。また、都市型集中豪雨の対応策を検討する。 2 合流式下水道改善事業 ポンプ場からの放流水による公共用水域への汚濁負荷の低減、公衆衛生上の安全確保及び、ごみ・汚泥等の削減を図る。 3 高度処理推進事業 大阪湾の水質改善を目的として、下水処理場からの放流水による公共用水域への汚濁負荷の低減対策を行う。 4 耐震対策の検討 大規模地震発生時における下水処理場の安全性を確保するため、耐震対策を検討する。 5 管渠改築事業 経年により老朽化した管渠の改築を行う。 6 機械・電気設備改築事業 ポンプ場、処理場の経年劣化した機械・電気設備の改築を行う。	2,999,419
8	継続	ファミリー世帯住宅支援事業	ファミリー世帯の市内定住と居住水準の向上を図るため、持家を取得するファミリー世帯に対し、償還利息の一部補助を行う。	106,376
9	継続	消防庁舎耐震化事業	新耐震基準施行(昭和56年)以前に建てられた消防庁舎の耐震化を推進するため、耐震診断調査及び耐震補強工事を実施する。	34,000
10	継続	耐震性防火水槽整備事業	火災・震災時の消防水利を確保するため、耐震性100トン防火水槽を整備する。	18,444

その他の施策

	区分	主要事業名	事業概要	21年度事業費
1	新規	次期基本計画策定等事業	次期基本計画の策定等に向け、総合計画審議会において審議を行うなど取組を進める。	8,853
2	新規	中核市移行記念シンポジウム事業	中核市移行を機会とし、地方分権がより進展する中における地方自治体のあり方や、市民参画によるまちづくりについて考える基調講演、討論会等のシンポジウムを開催する。	429
3	新規	地域交通政策のあり方検討事業	学識経験者、交通事業者、市民及び行政などから構成される(仮)尼崎市地域交通会議を設置し、バスを中心とした交通体系、公共交通の利用促進策、公共交通を支える仕組みづくり等について検討を行い、地域交通政策の指針づくりを行う。	6,118
4	新規	入札監視委員会関係事業	弁護士等の外部の専門家の意見等を取り入れることにより、入札及び契約手続等における公平性、透明性の向上を図るため、入札監視委員会を設置する。	144

メ 毛



みなさまからのご意見をお待ちしております。

尼崎市 企画財政局 調整担当

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁舎北館4階

電話番号 06-6489-6124

ファックス 06-6489-6793

Eメール ama-gyoseikeiei@city.amagasaki.hyogo.jp

ホームページ <http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>